

岡山県中小企業特別高圧電力価格高騰対策支援金募集要項（第6期・第7期用）

1. 事業の内容

経済回復に向けたエネルギー需要の増加や急激な為替相場の変動、世界情勢の影響によってエネルギー価格の高騰が続いていることを鑑み、企業の競争力強化及び県内産業の活力維持を図ることを目的として、特別高圧電力を受電する県内中小企業等に対し、電気料金の負担軽減対策を講じます。

2. 支援金交付対象者

(1) 支援金交付対象となる事業者

中小企業支援法第2条第1項に規定する中小企業及び個人事業主又は中小企業等経営強化法第2条第1項第6号から第8号に定める法人（協同組合等）で、岡山県内の事業所等を有する者。

ただし、次のいずれかに該当する者は除く。

- ①発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
- ②発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
- ③大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業
- ④発行済株式の総数又は出資価格の総額を、上記①から③に該当する中小企業が所有している中小企業
- ⑤上記①から③に該当する中小企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業
- ⑥県税に滞納がある事業者
- ⑦風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれに類する事業を行っている事業者
- ⑧財団法人、社団法人、医療法人、宗教法人、NPO法人、学校法人、農事組合法人、社会福祉法人、生活協同組合、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、任意団体等中小企業基本法に規定する中小企業でない事業者
- ⑨日本標準産業分類に基づく次のいずれかの事業を主として行う事業者
 - ・(A) 農業、林業
 - ・(B) 漁業
 - ・(P) 医療、福祉（(835)療術業及び(836)医療に附帯するサービス業を除く）
 - ・次のいずれかのサービス業
 - (7291)興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うもの）、(7661)バー、キャバレー、ナイトクラブ、(7999)易断所、観相業、宝くじ売りさばき業、(803)競輪・競馬等の競走場、競技団、(8063)マージャンクラブ、(8064)パチンコホール、(8094)芸ぎ業、(8096)場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業、(9299)集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものを除く）、(93)政治・経済・文化団体、(94)宗教、(95)その他のサービス業、(96)外国公務
 - ・次の小売業
 - (6032)薬局
- ⑩岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）に規定する暴力団又は暴力団員等

(2) 支援金交付対象事業者の要件

岡山県内の中小企業（上記（1）の事業者）で且つ、県内の事業所等（市町村等が設置する公共施設

を除く。)において特別高圧電力で直接受電する中小企業等又は県内の特別高圧電力で受電する工業団地や商業施設等(市町村等が設置する公共施設を除く。)に入居する中小企業等

3. 支援金額等

支援対象経費の区分	支援対象期間	支援単価	支援額(1月あたり)
特別高圧電力で受電する電気料金	令和6年8月～10月使用分	(令和6年8月～9月分) 2円/kWh	支援対象期間の各月における電気使用量に左記支援単価を掛けた金額 (1円未満切り捨て)
※小売電気事業者に対し、既に支払済のもの	令和7年1月～3月使用分	(令和6年10月分) 1.3円/kWh	
	※「検針のあった月」により、該当月を判断するものとする	(令和7年1月～2月分) 1.3円/kWh (令和7年3月分) 0.7円/kWh	

4. 支援金交付対象事業者の選定

「2. 支援金交付対象者」の(2)を満たす事業者であって、交付申請のあったものについて、その内容を確認の上、内容に不備のないものから受付し、支援金交付対象事業者を選定します。

5. 支援金交付対象事業者の申請手続き

(1) 受付期間

【第6期】令和6年8月～10月使用分

令和7年3月17日(月)13時から5月30日(金)17時まで

【第7期】令和7年1月～3月使用分

令和7年6月10日(火)9時から令和7年7月31日(木)17時まで

※第5期より以前に申請された場合でも、改めての申請(各期分の実績報告)が必要になります。

※第6期の申請をしていない者は、第7期において令和6年8月～10月使用分も対象とします。

※第6期で間接補助額(予算額)に達した場合、第7期の受付は実施しません。

(2) 申請方法(各期ともこれまでと同様です)

①特別高圧電力で直接受電する中小企業等：直接申請

②特別高圧電力で受電する工業団地や商業施設等に入居する中小企業等：直接申請

(3) 提出書類

以下の書類を全て揃えた上で、岡山県中小企業特別高圧電力価格高騰対策支援金 総合サイト(<https://www.oka-tokkou.jp>)にリンクが設置された専用応募フォームより申請してください。

①交付申請書兼実績報告書(様式第1号及び様式第1号(別紙))

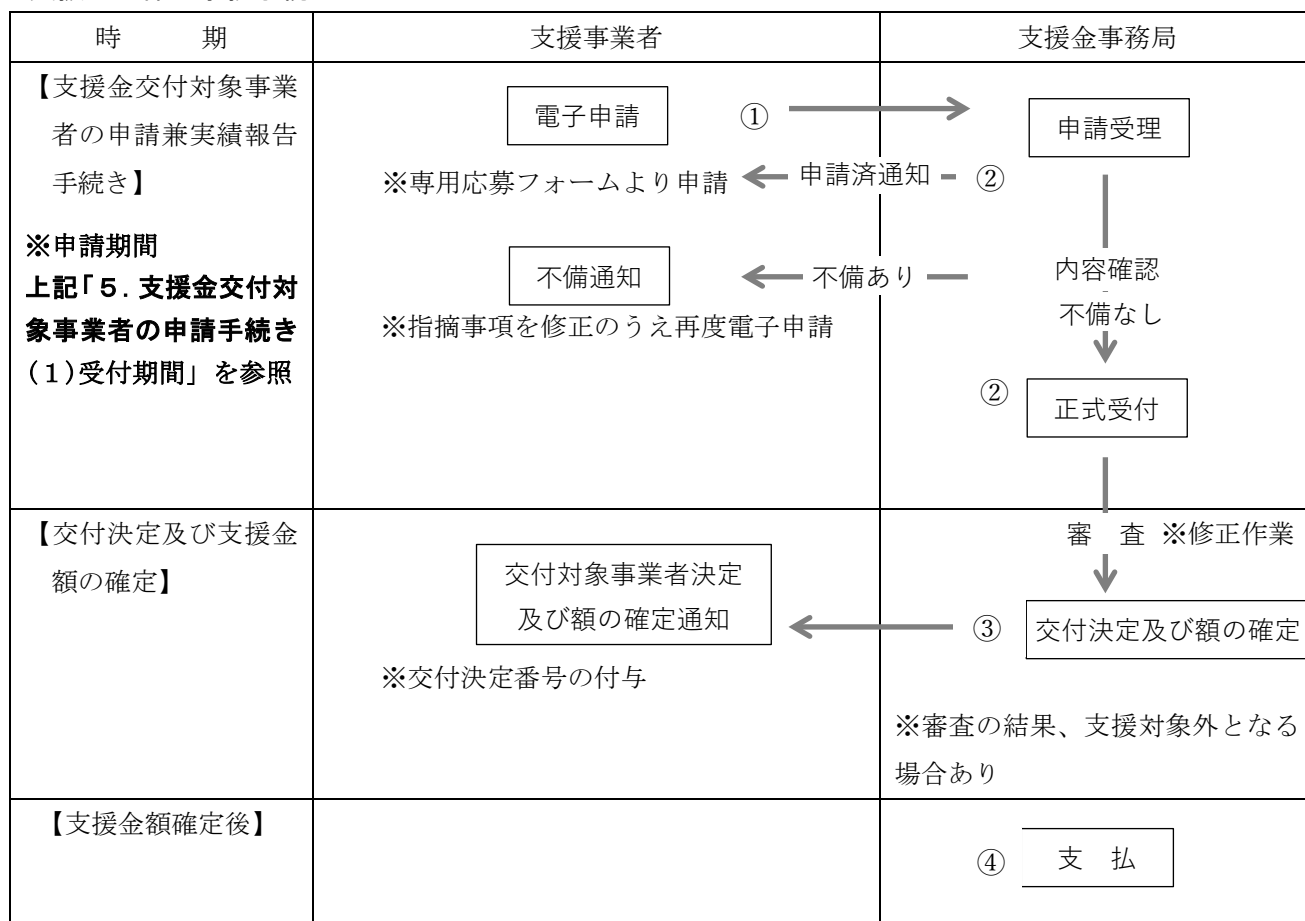
②申請者自己申告書(別紙1)

③誓約書(様式第2-1号又は2-2号)

④支援対象期間の電気使用量その他の情報を証する書類(検針票、電気料金請求内訳書、使用電力量のお知らせなど)

- ⑤振込先口座を確認できる書類（通帳の写しなど）
- ⑥特別高圧電力を受電していることを証する書類
- ⑦申請人の確認書類
（法人の場合は、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）の写し）発行3ヶ月以内のものを添付
（個人事業主の場合は、開業届の写し）
- ⑧県税に滞納がないことを証明する書類 発行3ヶ月以内のものを添付
- ⑨その他会長が必要と認める書類

6. 支援金に係る事務手続き



<支援金交付対象事業者の申請手続き>

(1) 支援金交付対象事業者の申請書類の提出

「5. 支援金交付対象事業者の申請手続き」に記載の必要書類を準備し、岡山県中小企業特別高圧電力価格高騰対策支援金 総合サイト (<https://www.oka-tokkou.jp>) にリンクが設置された専用応募フォームより、交付申請書兼実績報告書をはじめ、書類一式を添付して申請していただきます。

提出書類に不備がある場合には、受付できませんので、必要書類が揃っているか確認した上で、申請してください。

なお、申請後の書類記載事項についての連絡のため、添付ファイルが受け取れるメールアドレスの記載が必須となります。

また、申請にあたってサポートが必要な申請者は、事前に中小企業特別高圧電力価格高騰対策支援金事務局までご相談ください。

(2) 選定方法

「4. 支援金交付対象事業者」に基づき選定を行います。

(3) 支援金交付決定及び額の確定通知書の通知

受付完了後の審査の後、採択事業者へは支援金交付決定及び額の確定通知書をシステム内に通知します。

(4) 支援金が予算に達した場合の支援金額の確定（重要）

交付対象事業者からの交付申請額の合計が予算額（間接補助額）に達した場合の支援金額の算定は、支援対象期間の予算額に達した月の前月までは「3. 支援金額等」に記載する支援単価を用いて行い、予算額に達した月については当該月の使用量の合計の按分により行います。

(5) 支援金の支払

交付申請兼実績報告の際にご提出いただいた口座情報を元に、支援事業者に対して口座振込で支援金を支払います。

7. その他留意事項

この支援金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の適用を受けます。帳簿及び全ての証拠書類は、事業完了後も交付年度終了後5年間は保存する必要があります。

また、会計検査院による検査が行われる際は、必要な書類の作成、現地調査等の対応が求められる場合があります。

8. お問い合わせ先

岡山県中小企業団体中央会 中小企業特別高圧電力価格高騰対策支援金事務局

岡山市北区本町6番117号 第一セントラルビル3号館2F

TEL：086-230-4685（平日：9:00～12:00、13:00～17:00）

Mail：info@oka-tokkou.jp

URL：https://www.oka-tokkou.jp